

(財)日本容器包装リサイクル協会HPより

容器包装リサイクル法とは？

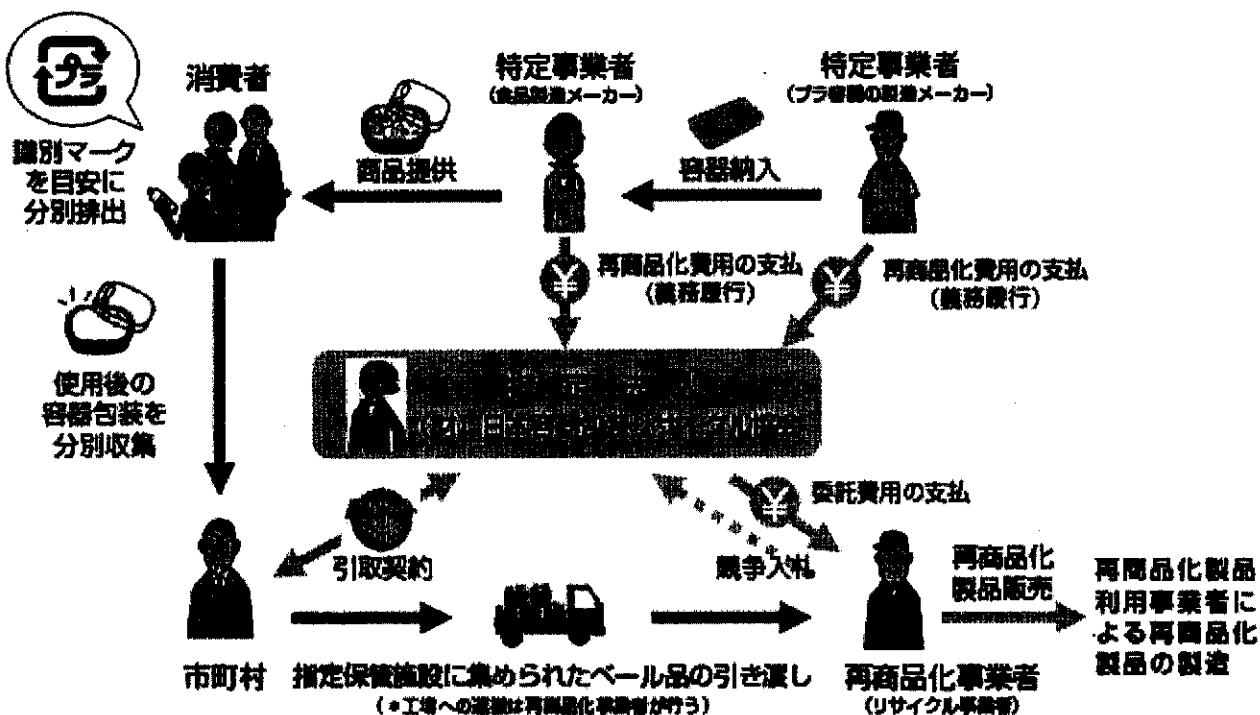
【容り法のしくみ】

容器包装リサイクル法によるリサイクルシステムは、消費者・市町村・事業者のそれぞれが、一般廃棄物に対する責任を分担する仕組みです。

容り法における役割分担



指定法人ルートによるリサイクルの流れ（例：プラスチック製容器包装）



特定事業者



* 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者

* 「容器」を製造する事業者

* 「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者

※これらの事業者は「特定事業者」と呼ばれ、リサイクルの義務があります。（小規模事業者は適用除外）

消費者<分別排出>



リサイクルは、消費者一人ひとりのマナーと思いやりからスタートします。市町村ごとに定めている「排出ルール」を遵守してください。また、マイバックを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなど、皆さんのご理解と協力によって、容器包装廃棄物の排出を抑制することができるのです。

市町村<分別収集>



市町村の役割は、①容器包装の収集・分別・洗浄などを行い、法律に定められた「分別基準」に適合させること、②適切な保管施設に保管すること、です。①②をクリアーした廃棄物を「分別基準適合物」と呼びます。指定法人と引取契約を結んだ市町村の分別基準適合物は、指定法人によって引き取られ、さらに次のステップへ。

再商品化事業者



分別基準適合物を運搬・再生加工し、新たな「資源」へと生まれ変わらせるリサイクル事業者。

指定法人



主務五省（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境）が定めた指定法人、（財）日本容器包装リサイクル協会。分別基準適合物のリサイクル（再商品化）をスムーズかつ的確に進めます。